

第 387 回三木市議会定例会提出議案の概要

第 387 回三木市議会定例会（令和 7 年 5 月 28 日開会）に提出する議案 4 件（補正予算関係 1 件、その他 3 件）の概要は次のとおりです。

1 補正予算関係 【「令和 7 年度 6 月補正予算（案）の概要」参照】

- (1) 第 34 号議案 令和 7 年度三木市一般会計補正予算（第 1 号）

2 その他

- (1) 第 35 号議案 工事請負変更契約の締結について（観光振興課）
- (2) 第 36 号議案 財産の取得について（危機管理課）
- (3) 第 37 号議案 財産の取得について（救急救助課）

令和7年度6月補正予算（案）の概要

北播磨総合医療センターへの関係市負担金の増額のほか、中央公民館等複合施設の整備（設計・施工等の一括発注）に係る債務負担行為の設定など、緊急を要する経費について補正予算を編成しました。

1 予算の規模

（単位：千円）

会 計 名（補正号数）	補正前の額	補正額	計
一 般 会 計（第1号）	41,000,000	273,374	41,273,374

2 補正予算（案）の主な内容

(1) 北播磨総合医療センターへの関係市負担金の増額 250,000 千円

〔総務部 財政課〕

北播磨総合医療センターでは、看護師不足により令和5年に2病棟を閉鎖（令和6年3月に1病棟を再開）した影響により入院収入が十分に確保できていないことに加え、令和6年の人事院勧告を受けた人件費の増加等により、支出が大幅に増加し、厳しい経営が続いていることから、今後も北播磨総合医療センターが持続的に安定した運営を行えるよう、一時的に関係市負担金を増額します。

(2) 中央公民館等複合施設の整備 【債務負担行為】

〔教育総務部 生涯学習課〕

「三木市公共施設再配置計画」に基づき、中央公民館などの4公共施設と商工会館を集約化する中央公民館等複合施設整備事業について、令和6年度末に基本計画を策定しました。本年度は、公募型プロポーザルにより、設計・施工等を担う事業者を決定するため、債務負担行為を設定した上で公募の手続きを進めます。

事 項	期 間	限度額
中央公民館等複合施設整備事業	令和7年度から 令和11年度まで	3,200,000 千円以内

(3) 自走式水洗トイレカーの整備

23,501 千円

[総合政策部 危機管理課]

市内で大規模災害が発生した際のトイレ対応のため、自走式水洗トイレカーを整備します。また、「防災のまち」を掲げる市として、他市町で災害が起こった際の応援体制を整えます。

※年度中に納車される見込みとなったため、令和 7～8 年度の債務負担行為を廃止し、令和 7 年度の歳出予算に置き換えます。

(4) 地域クラブ活動の立上げを支援

[教育総務部 文化・スポーツ課]

部活動の地域クラブ活動の展開について、令和 10 年 1 月からの完全移行に向け、先行的に地域クラブの立上げを行うゴルフクラブをはじめとした団体に対し委託金を支払い、立上げ支援及び運営に関する検証を行います。国の「地域スポーツクラブ活動体制整備事業(地域スポーツクラブ活動に向けた実証事業)」における委託金(1,170 千円)を活用しながら地域クラブへの展開を進めます。

※歳出は既定予算の組替えにより対応します。

(5) その他の補正

△127 千円

(単位：千円)

内 容	補正額	所管課名
さんさんギャラリー活動支援補助金の減額	△502	市民生活部 市民協働課
生活保護システムの改修 【国補助】	375	健康福祉部 福祉課

第 387 回三木市議会定例会追加提出議案の概要

第 387 回三木市議会定例会（令和 7 年 5 月 28 日開会）に追加で提出を予定している議案 6 件（条例関係 2 件、補正予算関係 2 件、その他 2 件）の概要は次のとおりです。

1 条例関係

- (1) **第 38 号議案 三木市議会議員及び三木市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び三木市議会議員及び三木市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について（選挙管理委員会）**

ア 改正理由

昨今における物価の変動等に鑑み、公職選挙法施行令が改正され、国政選挙における選挙運動に関し、選挙運動用ポスター及びビラの作成について公費負担の限度額が引き上げられたことに伴い、条例を改正する必要があるため。

イ 改正内容

- (7) 選挙運動用ポスター作成に係る公費負担限度額（1 枚当たり）の引き上げ（第 1 条関係）

区 分	現 行	改正案
ポスターの作成契約を締結した場合		
ア ポスター1枚当たりの作成単価	541円31銭	586円88銭
イ 加算額	316,250円	改正なし

- (イ) 選挙運動用ビラの作成に係る公費負担限度額（1 枚当たり）の引き上げ（第 2 条関係）

区 分	現 行	改正案
ビラの作成契約を締結した場合	7円73銭	8円38銭

ウ 施行期日

公布の日

(2) 第 39号議案 三木市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について（保険年金課）

ア 改正理由

兵庫県福祉医療費助成事業実施要綱の一部改正に伴い、支給判定基準の額を改める必要があるため、三木市福祉医療費助成条例を改正する。

イ 改正内容

低所得者の支給判定基準額である公的年金等の収入金額及び所得金額の合計額「80万円」を「80万9千円」に改める。

ウ 施行期日

令和7年7月1日

2 補正予算関係 【別添「令和7年度6月補正予算（案）（追加分）の概要」参照】

(1) 第 40 号議案 令和7年度三木市一般会計補正予算（第2号）

(2) 第 41 号議案 令和7年度三木市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）

3 その他

(1) 第 42 号議案 工事請負契約の締結について（教育施設課）

市立緑が丘東小学校大規模改修工事（1期工事）請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年三木市条例第4号）第2条の規定により、議会の議決を求めるもの。

(2) 第 43 号議案 財産の取得について（図書館）

図書館システム関連機器の取得について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年三木市条例第4号）第2条の規定により、議会の議決を求めるもの。

令和7年度6月補正予算（案）（追加分）の概要

5月27日付で国の令和7年度一般会計予備費の使用が閣議決定され、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の推奨事業メニュー分が増額されたことを受け、物価高騰による子育て世帯の家計への負担を軽減するため、市立小・中・特別支援学校の2学期分の給食費の半額助成など、緊急を要する経費について補正予算を編成しました。

1 予算の規模

（単位：千円）

会 計 名（補正号数）	補正前の額	補正額	計
一 般 会 計（第2号）	41,273,374	73,346	41,346,720
学 校 給 食 事 業 特 別 会 計（第1号）	325,000	（財源組替）0	325,000

2 補正予算（案）の主な内容

(1) 市立小・中・特別支援学校の給食費の半額助成 **44,646千円**

[総務部 財政課、教育総務部 教育施設課]

物価高騰による子育て世帯の家計への負担を軽減するため、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、市立小・中・特別支援学校に通う児童・生徒の令和7年度2学期分の給食費を半額にします。

また、アレルギー等の事情により弁当を持参している児童・生徒については、給食費相当額の半額を支援します。

〔対象期間〕 令和7年度2学期（9月～12月の4か月間）

〔給食費〕 ①小学校：（現行）4,575円/月⇒（半額）2,287円/月

②中学校：（現行）4,790円/月⇒（半額）2,395円/月

〔予算の内訳〕 ①給食費の減額による減収に対する補填 **44,458千円**
（一般会計から学校給食事業特別会計へ繰出）

②弁当持参者への学校給食費半額相当の支援分 **188千円**

(2) 三木市清掃センター給水管の更新 **28,700千円**

[市民生活部 環境課]

三木市清掃センターの給水管が経年劣化による破損が頻発し、じん芥処理施設の運営に支障をきたす恐れがあるため給水管を更新します。